

平成29年度第4回清須市農業委員会議事録

召集年月日 平成29年7月25日(火) 午後2時

召集場所 清須市役所3階 大会議室

開 会 平成29年7月25日(火) 午後2時

出席委員 17名

1番 大橋 浩      2番 渡辺 秋郷      3番 山田富士雄      4番 横井 満之  
5番 浅井 尊弘      6番 齊藤 嘉男      7番 横井 忠勝      8番 中野 浩光  
9番 猪子 勝三      11番 花木 満      14番 加藤 定雄      15番 後藤 鉄雄  
16番 後藤 末秋      17番 加藤 和伸      18番 星野 満      19番 木村 芳彦  
20番 加藤 頌茲

欠席委員 12番 石黒 欽俊      13番 石塚 芳政

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 石田 隆

主 事 佐藤 嘉起、石塚 正己、日下部 錬

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件

議案第6号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

議案第7号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画

議案第8号 農地利用計画変更の申出取下 ..... 1件

議案第9号 農地利用計画変更の申出 ..... 1件

議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請 ..... 2件

(2) 報告案件

報告第11号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 ..... 4件

報告第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 ..... 5件

2 その他

- ・清須市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会について

会

長 こんにちは。

梅雨も明け、連日強烈な暑さが続いています。

熱中症には十分注意していただきたいと思います。

また、23日には清須市の新しい市長が選ばれ、今後の農政事情に関しましても期待するところであります。

さて、今年度も下之郷堰調査の関係で地域によって中干し期間も違いますので、くれぐれもお間違えの無いようご注意ください。

では、ただいまから、平成29年度第4回清須市農業委員会を開催いたします。

本日の出席議員は17名で、12番石黒鉦俊委員と13番石塚芳政委員から欠席との連絡が入っております、定足数に達していることをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名者を指名いたします。15番後藤鉄雄委員と16番後藤末秋委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

(1) 議決案件について

【議案第6号】

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

【議案第7号】

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画

【議案第8号】

農地利用計画変更の申出取下 1件

【議案第9号】

農地利用計画変更の申出 1件

【議案第10号】

農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見書 2件

(2) 報告案件について

【報告第11号】

農地法第4条第1項第7号の規定による届出 4件

【報告第12号】

農地法第5条第1項第6号の規定による届出 5件

(3) その他

それでは、議案第6号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 それではお手元の資料をご覧ください。

「議案第6号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」についてですが、まず「Ⅰ 農業委員会の状況」につきまして、1の「農業の概要」は耕地及び作付面積統計と2015年の農林業センサスに基づいて記入しています。2の「農業委員会の現在の体制」は改正前の旧制度に基づいて記入しています。

次のページに移ります。「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」ですが、平成28年3月現在で、管内の農地面積276ha、これまでの集積面積9.4haで農地バンク制度を活用した面積になっています。「(2) 平成28年度の目標及び実績」は、目標12.05haに対して実績38.1haです。3から4は変更ありません。

次のページに移ります。「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」ですが、1「現状及び課題」につきましては、26年度に1経営体が新規参入しております。2 平成28年度の目標及び実績については、目標を1経営体としましたが、実績としては新規参入は0件でした。3から4は変更ありません。

次のページに移ります。「Ⅳ 遊休農地に関する据置に関する評価」の「1 現状及び課題」について、平成28年3月現在で、管内の農地面積278ha、遊休農地面積2haです。「2 平成28年度の目標及び実績」は、解消目標を0.3haとしましたが、解消できた実績は0haでした。「3 2の目標の達成に向けた活動」は、活動計画の調査方法として生産調整現地確認の際の状況把握と農地パトロールをあげました。活動実績は、解消目的で行う、農地パトロールになっています。「4 評価の案」はご覧のとおりです。

次のページに移ります。「Ⅴ 違反転用への適正な対応」ですが、平成28年3月現在で、管内の農地面積が276ha、違反転用面積が0.139haでした。指導により違反転用状態を解消することができたため、平成28年度の実績として、違反転用面積は0haとなっています。「3 活動計画・実績及び評価」はご覧のとおりです。

次のページに移ります。「Ⅵ 農地法等によりその権限に属され

た事務に関する点検」ですが、「1 農地法第3条に基づく許可事務」では、1年間の処理件数は8件、うち許可の件数も8件でした。点検項目の「事実関係の確認」「総会等での審議」「申請者への審議締結の通知」「審議結果等の公表」「処理期間」の「実施状況」及び「是正措置」は変更ありません。

「2 農地転用に関する事務」では、1年間の処理件数は35件です。4条は6件、5条は29件でした。こちらも点検項目については、変更ありません。

次のページに移ります。「3 農業生産法人」はございません。

「4 情報の提供等」ですが、「点検項目」の「賃貸借情報の調査・提供」は、農地法第3条の申請により調査対象賃貸借件数は1件でした。

次に、農地の権利移動等の状況把握は、農地法第3条・第5条の申請から調査対象権利移動等件数は暫定で174件でした。そして、農地基本台帳の整備は、システムの集計より整備対象農地面積は293.2haです。

次のページに移ります。「VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」につきましては、ご覧のとおりとなります。

「VIII 事務の実施状況の公表等」につきましては、「1 総会等の議事録の公表」は「HPに公表している」、「2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出」は意見の提出件数は0件、「3 活動計画の点検・評価の公表」は「HPに公表している」という内容です。以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。何かご意見などございませんか。無ければ異議なしとして決定します。

続きまして、議案第7号平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 先ほどに続きまして「議案第7号平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画」です。提案理由として、議案第6号と同様で、次年度の目標とその達成に向けた活動計画等を検討することが求められているためです。

まず「I 農業委員会の状況」につきましては、先ほどの議案第6号と同様ですので割愛いたします。

次のページに移ります。「II 担い手への農地の利用集積・集約

化」ですが、平成 29 年 3 月現在で、管内の農地面積 271ha、これまでの集積面積 38.1ha になっています。平成 29 年度の目標及び活動計画としましては集積面積の目標を 40.75ha とし、そのうち新規集積面積は 2.65ha を目標としております。

「Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」の「1 現状及び課題」については、26 年度に 1 経営体が新規参入し、取得した面積は 0.2ha となっています。平成 29 年度の目標及び活動計画としましては参入目標数を 1 経営体とし、参入目標面積は 0.2ha を目標としております。

次のページに移ります。「Ⅳ 遊休農地に関する措置」の「1 現状及び課題」は平成 29 年 3 月現在で管内の農地面積 275.96ha、遊休農地面積は農地パトロールの実績により 4.96ha に設定しました。

「2 平成 29 年度の目標及び活動計画案」は目標案の遊休農地の解消面積は 0.3ha、活動計画案の農地の利用状況調査の調査実施時期は 10 月としました。

「Ⅴ 違反転用への適正な対応」の「1 現状及び課題」は、平成 29 年 3 月現在で管内の農地面積 271ha、違反転用面積 0ha です。活動計画については変更ありません。

29 年度も引き続き、農地バンク制度利用による担い手の確保や農地パトロールによる耕作放棄地解消に向けて、すすめたいと思います。以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

何かご意見などございませんか。

無ければ異議なしとして決定します。

続きまして、議案第 8 号農地利用計画変更の申出（地区除外）取下及び議案第 9 号農地利用計画変更の申出（用途変更）を議題といたします。

同一案件ですので一括して事務局に説明を求めます。

事 務 局 はい、会長。

それでは議案第 8 号及び第 9 号について説明いたします。

資料の 1 ページをお開きください。

5 月の農業委員会において清須農業振興地域整備計画の変更について「意見なし」として当委員会より回答した件です。

内容は「除外の必要性」の欄にありますように駐車場を設置するものですが、5 月に県の担当者が現地確認したところ隣接する農業ハ

ウスと併せて用途変更で、との指摘を受け今回地区除外について取り下げるものです。

続きまして2ページをご覧ください。

さきほどの取り下げを受けての用途変更の申し出となります。

あくまでも農業振興地域のまま農業用施設用地として地目を変更するものです。

その他、申し出者が\_\_\_\_\_から\_\_\_\_\_に、また該当地はハウス等も含め面積が701㎡に変更されました。

会 長 事務局の説明が終わりました。

何かご意見などございませんか。

無ければ異議なしとして決定します。

続きまして、議案第10号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見書について事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案書3ページ、申請番号5をご覧ください。

申請地は春日宮重町\_\_\_\_番、登記、現況ともに畑で面積904㎡です。

譲受人、譲渡人は議案書のとおりです。資材置場を設置するための所有権移転の農地転用です。

申請者は、本社を稲沢市井之口町大宮浦\_\_\_\_\_に置き、土木建築工事業を営んでいます。

現在、稲沢市及び清須市の公共土木工事を主業務としておりますが、既存の資材置場だけでは不足しており、申請地の土地所有者に相談したところ、本申請地が一番適した土地として話がまとまり、申請にいたりました。

申請地は、市街化調整区域で、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が10ha未満であることから、2種農地となり、運用通知のオ-（イ）周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものに該当します。

一般基準及び他法令など、特段の問題はありません。

続いて二件目の説明をいたします。

議案書3ページ、申請番号6をご覧ください。

申請地は春日宮西牧南\_\_\_\_\_、登記、現況ともに畑で面積331㎡です。

貸し人、借り人は議案書のとおりです。農業用施設付帯の駐車場

を設置するための使用貸借による農地転用です。

申請者は、本社を春日屋敷\_\_に置き、\_\_\_\_\_を営んでいます。

現在、先ほど農振の申出にありました同地で農作業を行っていますが既存の駐車場だけでは不足しており、申請地の土地所有者に相談したところ、本申請地が一番適した土地として話がまとまり、申請にいたりしました。

申請地は、農振農用地内で、農地区分としては第 1 種農地ではありますが、今回の施設は農業用施設のため、運用通知の イ- (イ) - C - (a) に該当します。

一般基準及び他法令など、特段の問題はありません。

以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、加藤定雄委員と後藤末秋委員ですが。

加藤(定)委員 問題ないです。

後藤(末)委員 問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

(質疑応答)

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、(2) 報告案件に入ります。報告第 11 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、読み上げますから、地区の担当委員さん、何かありましたらお願いします。

番号 14、西田中蓮池\_\_、現況、登記共に田です。

中 野 委 員 取水、排水について説明されていますか。

配管の設置位置についても間違いの無いよう指導してください。

事 務 局 早急に調べて適切な指導をした後、次回の農業委員会で報告させていただきます。

会 長 続きまして、番号15、清洲天王北\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_で登記, 現況共に畑です。

横 井 委 員 問題ありません。

会 長 続きまして、番号 16、新清洲六丁目\_\_で登記田, 現況宅地です。

事 務 局 石塚芳政委員より問題なしと聞いております。

会 長 最後に 17 番は私のところですが問題ありません。  
この件について、何か質問などありませんか。  
質問などがなければ、異議なしとさせていただき本委員会として承認いたします。  
続いて、報告第 12 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出に入ります。  
読み上げますから、地区の担当委員さん、何かありましたらお願いいたします。  
番号 36、一場新町\_\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

事 務 局 事務局で確認しましたが、問題ありません。  
会 長 続きまして、番号 37、西枇杷島町城並一丁目\_\_\_\_\_で登記、現況共に田です。

大 橋 委 員 問題ありません。  
会 長 続きまして、番号 38、西枇杷島町小田井二丁目\_\_\_\_\_で登記田、現況畑です。

大 橋 委 員 こちらも問題ありません。  
会 長 続きまして、番号 39、廻間三丁目\_\_\_\_\_で登記、現況共に田です。

花 木 委 員 問題ありません。  
会 長 最後に番号 40 は私のところですが問題ありません。  
以上の件について、何か質問などありませんか。  
質問などがなければ、異議なしとさせていただき本委員会として承認いたします。  
これで、本日予定されていたすべての議案が終了しました。  
何か質問・意見などありませんか。

渡 辺 委 員 すいません、質問ですが、少し前の案件ですがよろしいですか。  
議案第 7 号ですが、平成 29 年度の目標等に今回の農業委員会法の改正により設置される推進委員さんについて何も記載が無いのはおかしいのでは。

事 務 局 来年度の目標等作成の際に反映させていただきます。  
会 長 「(3) その他」に移ります。事務局からお願いします。  
事 務 局 はい会長。  
6 月の委員会でご案内する必要がありましたが、こちらの手違いで今回お話しすることになりました。  
実は加藤重雄委員におかれましては農協の理事を 6 月 30 日をもってお辞めになられましたが、農業委員についても理事の期間という



ことをお願いをしておりました。

本日はお忙しい中ではありますが、3年近くご一緒に活動されました皆様にもごあいさつをしたいと言うことで、快くご出席いただきました。それでは加藤委員よろしくお願ひします。

加藤重雄委員 (挨拶)

会 長 加藤さん3年間お疲れ様でした。  
これからもよろしくお願ひします。  
事務局、その他よろしいですか。

事 務 局 はい、会長。

追加案件としまして農地利用最適化推進委員候補者評価委員につきまして、2月の農業委員会で評価委員会設置要綱につきましては説明をいたしました。農業委員会が選任することになります。

同要綱第3条第1項では委員の数は5人以内、第2項では1から5号の該当者より選出するとありますのでおはかり願ひします。

会 長 ただ今事務局より評価委員につきまして説明がありました。

委員につきましては、私より一任させていただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、要綱第3条第2項により私を含め加藤頌茲委員、渡辺秋郷委員、市民環境部長、農業委員会事務局長にお願ひしたいと思ひます。

(異議なし)

では、加藤頌茲委員、渡辺秋郷委員、農業委員会事務局長よろしいでしょうか。

(了承)

それではよろしくお願ひいたします。

市民環境部長につきまして後日ご依頼いたします。

事務局他にありますか。

事 務 局 ございません。

会 長 それでは次回の開催について確認します。

平成29年8月25日、金曜日、午後2時から、場所は清須市役所本庁舎 3階大会議室です。よろしくお願ひします。

以上で、閉会します。本日はご苦勞様でした。

—終了時刻午後 2 時 5 5 分—

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「\_\_\_\_番地」、農地の地番は「\_\_\_\_番」との表記で省略して記載しています。